

子どもの人権と表現の自由を考える会 様

2009年8月27日 埼玉2区

村岡まさつぐ事務所

担当 山田 清 電話 048-267-8411

公開質問状にお答えします。

- 1-1 児童を性的対象にした絵画、写真、映画などをさすと考えます。
- 1-2 児童ポルノ法の制定の趣旨は、子どもたちのただの一人も被害に合わせないこと。被害にあった子どもの救済・保護を徹底し、子どもの尊厳を守るべきものと考えます。性風俗の取締りと混同する扱いは正しくありません。
- 1-3 これまでの国会論議でも具体的な実態が掌握されていない。子どもたちのプライバシーと尊厳は徹底して守らなければならないが、法の施行にあわせた合理的な調査報告がなされるべきだ。
- 1-4 児童の健全育成の担当省庁である厚生労働省を中心に考えるべきであると思う。
- 2-1 表現の自由と家庭生活上の写真などとの児童ポルノの混同は避けるべきであり、何よりも子どもの人権、尊厳から判断されるべきと考えます。
- 2-2 家庭生活上の写真やホームページ上の写真・動画なども、その対象にされるからと法上の対象に扱うことは賛成できません。それは人権の侵害や表現の自由の規制につながりかねないので。法の規制ではなく、それを許さない社会的背景を醸成することが必要と思います。
- 2-3 児童ポルノ法で単純所持を一律規制したり、創作物も規制対象に加えても解決はしないと思います。現行法で十分に取り締まることができるものを法制化する必要はありません。単純所持を規制しても、インターネット上で流出している児童ポルノは、「単純所持を規制している国」からのものが圧倒的多数であることから、単純所持の禁止や規制が解決にならないのではと思います。
- 3-1 学校教育の閉鎖的な対応の現われは、政府・文部省などの指導要領などによる締め付けの強化、上からの押し付け教育の弊害と考えます。これを改め、学校現場での徹底した民主主義の保障、父母と教員の共同によって解決すべきと思います。
- 3-2 義務教育の無償化の徹底、教育扶助の充実。高校・大学の奨学金を改善し返済免除や猶予措置を拡大し、教育の機会均等を進めたいと思います。
- 3-3 個々のケースによる問題と考えます。子どもにとってどうであるかの観点から絶えず判断されるべきと思います。
- 3-4 上記と同様に、個々のケースによる問題考えます。子どもにとってどうであるかの観点から判断されるべきと考えます。
- 4-1 あくまでも子どもの人権と尊厳を守ることが第一と考えます。単純所持の一律規制など、逆に人権の侵害や表現の自由を規制することが生まれセルのではと危惧し

ます。

- 5-1 あくまで子どもの人権と尊厳を前提に、広範な国民の間での合意が必要です。そのためには、幅広い国民各層からの意見が必要であり、そうした審議会であれば検討の余地もあります。
- 5-2 当然、幅広い国民の声を代表する各界各層の専門家の参加が必要と思います。
- 5-3 規制ありきの論議は正しくないと考えます。
- 6-1 国際的児童ポルノの撲滅については、単純所持を禁止している国からの児童ポルノのインターネット上の発信がほとんどを占めている現状から、それぞれの国における取り組みが必要であると考えます。
- 6-2 個々の団体についての評価は差し控えます。
- 6-3 現行法による児童ポルノの取締りが可能であり、日本国内における子どもの人権と尊厳を守る立場と社会的道義による批判の対象にすることなどの取り組み強化が必要であり、日本の国際的責任であると考えます。国際的枠組みの前にこのことが必要と考えます。
- 6-4 上記と同様の観点から、今すぐ各国の児童の定義年齢を調整する必要はないと思います。